



安城市地区公園基本構想（案）への
パブリックコメントによる意見募集結果

意見募集の概要

【意見募集期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

【閲覧場所】

公園緑地課、市民交流センター、図書情報館（アンフォーレ内）、
へきしんギャラクシープラザ、各地区公民館（10館）、
青少年の家、東祥アリーナ安城、社会福祉会館、
柿田公園管理事務所、堀内公園管理事務所、市公式ウェブサイト

【意見を提出できる方】

以下のいずれかに該当する方

- ・市内に在住・在勤・在学している
- ・市内に事業所などを有する
- ・市内で活動している

意見募集の概要

【周知方法】

広報あんじょう、公園緑地課公式インスタグラム、
市公式ウェブサイト、市LINE公式アカウント

意見募集の結果

【提出人数及び方法】

2名（あいち電子申請・届出システム1名、FAX1名）

【意見件数】

6件

意見の概要

【意見①】

本構想は、市民や関係者の声をもとに、4つの地区公園の将来像を丁寧に描いており、方向性に深く共感している。イメージイラストに描かれた地区公園に自分もいたいと素直に思った。だからこそ、この姿に出会えるのは何年後を想定しているのか、構想の末尾に、実現に向けたおおまかなロードマップ（基本計画策定・設計・整備等の段階と想定時期）を記載してほしい。これにより、この構想は「いつかこうなったらいいね」という夢ではなく、「ここから動き出す」という市民との約束になると考える。



【市の考え方】

現在は基本構想の策定段階にあるため、整備等の想定時期をお示しすることはできません。整備時期等を公表できる段階になりましたら、市の公式ウェブサイトにてお知らせいたします。

意見の概要

【意見②】

堀内川が園内を流れているが、農閑期には水の流れが途絶えている。明治用水に頼んで農閑期も水を流してほしい。子どもたちに水場での遊びや生物観察を親しむ場所を提供するとともに、1年中鯉や小魚を観察可能にしてはどうか。



【市の考え方】

堀内川は河川であり、農業排水や生活排水が流れているため、安全面や衛生面の観点から水遊びを前提とした利用は現時点で想定していません。また、農閑期の通水について明治用水土地改良区へ確認したところ、原則として農業以外の目的で用水を供給することはできないとの回答をいただいております。

意見の概要

【意見③】

名鉄堀内公園駅が隣接しており、県内から小学生や保育園児が来訪しているため、公園が活性化している。そこで、県内・市内の小学校や保育園に堀内公園への来訪を呼びかけ、年間スケジュールを作成して遠足や芝生での遊びの機会を提供してはどうか。



【市の考え方】

今後も多く的小学生や保育園児に利用していただけるよう、小学校や保育園等に対して遠足等での来園を呼びかけてまいります。

意見の概要

【意見④】

堀内公園には1周900～1000mのウォーキング周回コースがあり、住民やスポーツランナーにとって利用しやすい場となっている。障害のある方や車椅子利用者、スポーツ同好会など、さまざまな方が利用していることから、特にふわふわドーム付近の整備(コースを広げることも含め)を行い、みんなが安全に利用できるようにしてはどうか。



【市の考え方】

今後も多くの市民の皆さまに利用していただける公園を目指してまいります。いただいたご意見は、堀内公園の再整備を検討する際の参考とさせていただきます。

意見の概要

【意見⑤】

園内の池の水をかい出して清掃し、外来種の亀を一掃してはどうか。ボランティアを募り、池の清掃を行うとともに、スイレンや蓮を植えることで昔のように花が咲き、鯉が泳ぐ池を復活してはどうか。



【市の考え方】

外来種対策や池の清掃等には、専門家や市民、民間事業者など多様な関係者の参画と協力が必要です。いただいたご意見は、堀内公園の再整備及び維持管理を検討する際の参考とさせていただきます。

意見の概要

【意見⑥】

高知県宿毛市の工場で飼われている鯉が増え過ぎたため、他の自治体へ移送し、受け入れ先では地域住民に喜ばれている。堀内公園にも錦鯉を50～70匹移送してはどうか。なお、錦鯉は無償で譲渡可能であるが、移送費は受益者の安城市が負担することとなる。



【市の考え方】

いただいたご意見について具体的な対応は考えておりません。

意見募集の結果

【計画への反映】

市の考え方に基づき、従前のおりとさせていただきます。

【結果閲覧期間】

令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）

【閲覧場所】

公園緑地課、市民交流センター、図書情報館（アンフォーレ内）、
へきしんギャラクシープラザ、各地区公民館（10館）、
青少年の家、東祥アリーナ安城、社会福祉会館、
柿田公園管理事務所、堀内公園管理事務所、市公式ウェブサイト

※意見募集時の閲覧場所と同様